

令和2年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

国立大学法人広島大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に考慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和2年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要をとりまとめたので、公表する。

1. 令和2年度の経緯

環境配慮契約法及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成30年2月9日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針では、環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、⑥産業廃棄物の処理のうち、③及び⑤について、以下のとおり環境配慮契約が締結された。

③船舶の調達に係る契約1件について、環境配慮契約を締結した。

⑤建築物の設計業務2件について、環境配慮型プロポーザル方式による契約を締結した。

なお、①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）、及び⑥産業廃棄物の処理については、該当がなかった。